

# 別紙

## 重要事実一覧表

## 別紙 重要事実一覧表

本一覧表は、初学者が重要事実の範囲について概括的な知識を得るための参考資料として作成されたものであって、理解が容易となるよう一部表現等を簡略化しており法令とは必ずしも一致しない箇所が含まれます。実際に実務を行う場合には、必ず、該当する法令の条文をご確認ください。

〔凡例〕

金融商品取引法：法

金融商品取引法施行令：令

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令：取引規制府令

〔注〕

※上場投資法人等に関する重要事実については、本Q & Aに関するウェブページに掲載予定。

※軽微基準に含まれる将来の数値等については、合理的な見込みに基づいて判断する。

※上場会社が、純粋持株会社を含む「特定上場会社等」である場合、下記のうちⅠ～Ⅲの軽微基準に記載された総資産、売上高等の財務数値として、会社単体の数値ではなく、会社の所属する企業集団（連結ベース）の数値を参照する。なお、Ⅲのうち配当予想の修正については単体ベースの数値で判断する。

（特定上場会社等：関係会社（財務諸表等規則8条8項）に対する売上高（製品・商品売上高を除く）が総売上高の80%以上の上場会社（取引規制府令49条2項））

## I. 上場会社の決定事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 株式又は新株予約権の発行（自己株式・新株予約権の処分を含む） （法166条2項1号イ）	払込金額の総額が1億円未満（取引規制府令49条1号）
2. 資本金の額の減少 （法166条2項1号ロ）	—
3. 資本準備金又は利益準備金の額の減少 （法166条2項1号ハ）	—
4. 自己株式の取得 （法166条2項1号ニ）	—
5. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て （法166条2項1号ホ）	増加割合が10%未満（取引規制府令49条2号） ※新株予約権については全部行使後の株式の増加割合で判断し、かつ、行使金額の総額が1億円未満であることも要件とされる
6. 株式の分割 （法166条2項1号ヘ）	増加割合が10%未満（取引規制府令49条3号）
7. 剰余金の配当 （法166条2項1号ト）	一株当たり配当額の、前事業年度の対応する期間の一株当たり配当額からの増減率が20%未満（取引規制府令49条4号）
8. 株式交換 （法166条2項1号チ）	(1) 完全親会社となる場合 次の①又は②に該当すること ①完全子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の同日における純資産額の30%未満、かつ、完全子会社の10%未満である場合（取引規制府令49条5号イ） ②子会社との間で行う株式交換（取引規制府令49条5号ロ）

重要事実の項目	軽微基準の概要
	(2) 完全子会社となる場合 軽微基準なし
9. 株式移転 (法 166 条 2 項 1 号リ)	—
10. 合併 (法 166 条 2 項 1 号ヌ)	(1) 存続会社となる吸収合併の場合 次の①又は②に該当すること ①合併による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の 30%未滿、かつ、合併予定日の属する事業年度及び翌事業年度の合併による会社の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 6 号イ) ②完全子会社との合併 (取引規制府令 49 条 6 号ロ) (2) 消滅会社となる吸収合併・新設合併の場合 軽微基準なし
11. 会社分割 (法 166 条 2 項 1 号ル)	(1) 分割会社となる場合 最近事業年度の末日における分割に係る資産の帳簿価額が会社の同日における純資産額の 30%未滿、かつ、分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度の分割による会社の売上高の減少額が、最近事業年度の売上高の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 7 号イ) (2) 承継会社となる場合 分割による資産の増加額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未滿、かつ、分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度の分割による会社の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 7 号ロ)
12. 事業の譲渡又は譲受け (法 166 条 2 項 1 号ワ)	(1) 譲渡会社となる場合 最近事業年度の末日における事業譲渡に係る資産の帳簿価額が会社の同日における純資産額の 30%未滿、かつ、譲渡予定日の属する事業年度及び翌事業年度の事業譲渡による会社の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 8 号イ) (2) 譲受会社となる場合 ①事業譲受けによる資産の増加額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未滿、かつ、譲受け予定日の属する事業年度及び翌事業年度の事業譲受けによる会社の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 8 号ロ) ②完全子会社からの事業譲受け (取引規制府令 49 条 8 号ハ)
13. 解散 (合併による解散を除く) (法 166 条 2 項 1 号ヅ)	—
14. 新製品又は新技術の企業化 (法 166 条 2 項 1 号カ)	新事業を開始する事業年度以降の 3 事業年度における新事業による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10%未滿、かつ、新事業の開始のための特別支出額合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 9 号)
15. 業務上の提携又は業務上の提携の解消 (法 166 条 2 項 1 号コ、令 28 条 1 号)	(1) 業務上の提携の場合 提携予定日の属する事業年度以降の 3 事業年度における業務提携による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10%未滿であり、かつ、次の①から③に掲げる場合にはそれぞれの基準に該当すること ①相手方の会社の株式を新たに取得する場合 取得価額が、最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 10 号イ (1)) ②相手方に株式を新たに取得される場合 取得される株式の数が、最近事業年度の末日における発行済株式総数の 5%以下 (取引規制府令 49 条 10 号イ (2)) ③相手方と共同して新会社を設立する場合 (子会社の設立に該当する場合を除く) 新会社の設立予定日の属する事業年度以降の新会社の 3 事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じた額が、いずれも会社の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未滿、かつ、新会社の同 3 事業年度における売上高に出資比率を乗じた額が、会社の最近事業年度の売上高の 10%未滿 (取引規制府令 49 条 10 号イ (3))

重要事実の項目	軽微基準の概要
	<p>(2) 業務上の提携の解消の場合 提携解消予定日の属する事業年度以降の3事業年度における提携解消による会社の売上高の減少額が、いずれも会社の最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、次の①から③に掲げる場合にはそれぞれの基準に該当すること</p> <p>①相手方の会社の株式を取得している場合 取得している株式の帳簿価額が、最近事業年度の末日における純資産額又は資本金の額とのいずれか少なくない金額の10%未満（取引規制府令49条10号口（1））</p> <p>②相手方に株式を取得されている場合 取得されている株式数が最近事業年度の末日における発行済株式総数の5%以下（取引規制府令49条10号口（2））</p> <p>③相手方と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額に出資比率を乗じた額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じた額が会社の最近事業年度の売上高の10%未満（取引規制府令49条10号口（3））</p>
<p>16. 子会社の異動を伴う株式の譲渡又は取得 (法166条2項1号ヨ、令28条2号)</p>	<p>(1) 子会社（連動子会社を除く※）の異動の場合 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の10%未満（取引規制府令49条11号イ）</p> <p>(2) 子会社（連動子会社を除く※）の設立の場合 設立予定日の属する事業年度以降の子会社又は新たに子会社となる会社の3事業年度の末日における子会社の総資産の帳簿価額が、いずれも会社の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満、かつ、同3事業年度における子会社の売上高がいずれも当該会社の最近事業年度の売上高の10%未満（取引規制府令49条11号ロ）</p> <p>※連動子会社の異動等はすべて重要事実には該当する</p>
<p>17. 固定資産の譲渡又は取得 (法166条2項1号ヨ、令28条3号)</p>	<p>(1) 固定資産を譲渡する場合 会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が会社の同日における純資産額の30%未満（取引規制府令49条12号イ）</p> <p>(2) 固定資産を取得する場合 固定資産の取得価額が最近事業年度の末日における純資産額の30%未満（取引規制府令49条12号ロ）</p>
<p>18. 事業の全部又は一部の休廃止 (法166条2項1号ヨ、令28条4号)</p>	<p>事業休廃止の予定日の属する事業年度以降の3事業年度における休廃止による会社の売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満（取引規制府令49条13号）</p>
<p>19. 上場廃止等の申請 (法166条2項1号ヨ、令28条5～7号)</p>	<p>—</p>
<p>20. 破産・再生・更生手続開始の申立て (法166条2項1号ヨ、令28条8号)</p>	<p>—</p>
<p>21. 新たな事業の開始 (法166条2項1号ヨ、令28条9号)</p>	<p>新事業を開始する事業年度以降の3事業年度における新事業開始による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、新事業の開始のための特別支出額合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満（取引規制府令49条14号）</p>
<p>22. 公開買付けに係る対抗買いの要請 (法166条2項1号ヨ、令28条10号)</p>	<p>—</p>

重要事実の項目	軽微基準の概要
23. 預金保険法 74 条 5 項の規定による申出 (法 166 条 2 項 1 号 ㄉ、令 28 条 11 号)	—

## II. 上場会社の発生事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (法 166 条 2 項 2 号 イ)	損害の額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の 3% 未満 (取引規制府令 50 条 1 号)
2. 主要株主の異動 (法 166 条 2 項 2 号 ロ)	—
3. 上場廃止等の原因となる事実 (法 166 条 2 項 2 号 ハ)	社債券、優先株に係る上場廃止等の原因となる事実が生じたこと (優先株以外の株券・優先出資証券の上場廃止等の原因事実) に該当する場合を除く (取引規制府令 50 条 2 号)
4. 訴訟の提起又は判決等 (法 166 条 2 項 2 号 ニ、令 28 条の 2 第 1 号)	(1) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の 15% 未満、かつ、直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合の、訴え提起日の属する事業年度以降の 3 事業年度における敗訴による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 50 条 3 号 イ) (2) 訴えについて判決があった場合又は訴訟が裁判によらずに完結した場合 次の①又は②に該当すること (取引規制府令 50 条 3 号 ロ) ①当該訴訟が (1) の基準に該当する場合 ②当該訴訟が (1) の基準に該当しない場合であって、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の 3% 未満、かつ、当該判決等の日の属する事業年度以降の 3 事業年度における判決等による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10% 未満
5. 仮処分命令の申立て又は裁判等 (法 166 条 2 項 2 号 ニ、令 28 条の 2 第 2 号)	(1) 仮処分命令の申立てがなされた場合 直ちに申立てどおりの仮処分命令が発せられたとした場合の、申立ての日の属する事業年度以降の 3 事業年度における仮処分命令による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 50 条 4 号 イ) (2) 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は手続が裁判によらずに完結した場合 当該裁判等の日の属する事業年度以降の 3 事業年度における当該裁判等による会社の売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 50 条 4 号 ロ)
6. 行政庁による処分 (法 166 条 2 項 2 号 ニ、令 28 条の 2 第 3 号)	処分を受けた日の属する事業年度以降の 3 事業年度における処分による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 50 条 5 号)
7. 親会社の異動 (法 166 条 2 項 2 号 ニ、令 28 条の 2 第 4 号)	—
8. 会社以外の者による破産手続開始の申立て等 (法 166 条 2 項 2 号 ニ、令 28 条の 2 第 5 号)	—
9. 手形等の不渡り等 (法 166 条 2 項 2 号 ニ、令 28 条の 2 第 6 号)	—



重要事実の項目	軽微基準の概要
10. 親会社に係る破産手続開始の申立て等 (法166条2項2号二、令28条の2第7号)	—
11. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ (法166条2項2号二、令28条の2第8号)	債務不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の3%未満(取引規制府令50条6号)
12. 主要取引先との取引の停止 (法166条2項2号二、令28条の2第9号)	取引停止日の属する事業年度以降の3事業年度における取引停止による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満(取引規制府令50条7号)
13. 債務免除等の金融支援 (法166条2項2号二、令28条の2第10号)	債務免除等の額が最近事業年度の末日における債務の総額の10%未満(取引規制府令50条8号)
14. 資源の発見 (法166条2項2号二、令28条の2第11号)	資源の採掘等を開始する事業年度以降の3事業年度における資源を利用する事業による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満(取引規制府令50条9号)
15. グリーンシート銘柄指定の取消原因事実 (法166条2項2号二、令28条の2第12号)	優先株に係るグリーンシート銘柄指定の取消原因事実が生じたこと(優先株以外の株券のグリーンシート銘柄指定の取消原因事実該当する場合を除く)(取引規制府令50条10号)

### Ⅲ. 上場会社の決算に関する事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
業績予想、配当予想の修正等(法166条2項3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○売上高(取引規制府令51条1号) 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下10%未満</li> <li>○経常利益(取引規制府令51条2号) 次の①又は②に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下30%未満※※</li> <li>②新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動幅が、前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の5%未満</li> </ul> </li> <li>○純利益(取引規制府令51条3号) 次の①又は②に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下30%未満※※</li> <li>②新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動幅が、前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の2.5%未満</li> </ul> </li> <li>○剰余金の配当(取引規制府令51条4号) 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値(決算によらないで確定した数値を含む。)の、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の対応する期間における実績値)に対する変動率が上下20%未満※※ ※公表がされた直近の予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値を参照する ※※公表がされた直近の予想値、又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が0の場合は、変動率が基準以上であるとして判定する</li> </ul>

#### IV. 子会社に係る決定事実

※子会社連動株式の売買等を行う場合の、当該連動子会社の決定事実・発生事実に係る軽微基準については、各基準中「企業集団」とあるのを「連動子会社」と読み替える。

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 株式交換 (法 166 条 2 項 5 号イ)	次の①又は②に該当すること（取引規制府令 52 条 1 項 1 号） ①株式交換による企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満 ②株式交換による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、企業集団の売上高の減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満
2. 株式移転 (法 166 条 2 項 5 号ロ)	次の①又は②に該当すること（取引規制府令 52 条 1 項 2 号） ①株式移転による企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、企業集団の売上高の増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満 ②株式移転による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、企業集団の売上高の減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満
3. 合併 (法 166 条 2 項 5 号ハ)	次の①又は②に該当すること（取引規制府令 52 条 1 項 3 号） ①合併による企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、合併予定日の属する企業集団の事業年度と翌事業年度の合併による企業集団の売上高の増加額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満 ②合併による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、合併予定日の属する企業集団の事業年度と翌事業年度の合併による企業集団の売上高の減少額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満
4. 会社分割 (法 166 条 2 項 5 号ニ)	(1) 承継会社となる場合 分割による企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、分割予定日の属する事業年度と翌事業年度の分割による企業集団の売上高の増加額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満（取引規制府令 52 条 1 項 4 号イ） (2) 分割会社となる場合 分割による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、分割予定日の属する事業年度と翌事業年度の分割による企業集団の売上高の減少額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満（取引規制府令 52 条 1 項 4 号ロ）
5. 事業の譲渡又は譲受け (法 166 条 2 項 5 号ホ)	(1) 譲受会社となる場合 譲受けによる企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、譲受け予定日の属する企業集団の事業年度と翌事業年度の譲受けによる企業集団の売上高の増加額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満（取引規制府令 52 条 1 項 5 号イ） (2) 譲渡会社となる場合 譲渡による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、譲渡予定日の属する企業集団の事業年度と翌事業年度の譲渡による企業集団の売上高の減少額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満（取引規制府令 52 条 1 項 5 号ロ）
6. 解散（合併による解散を除く） (法 166 条 2 項 5 号ヘ)	解散による企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満、かつ、解散予定日の属する企業集団の事業年度と翌事業年度の解散による企業集団の売上高の減少額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満（取引規制府令 52 条 1 項 5 号の 2）
7. 新製品又は新技術の企業化 (法 166 条 2 項 5 号ト)	新事業を開始する事業年度以降の 3 事業年度における新事業開始による企業集団の売上高の増加額が、企業集団の最近事業年度の売上高の 10%未満、かつ、新事業の開始のための特別支出額の合計額が、企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未満（取引規制府令 52 条 1 項 6 号）

重要事実の項目	軽微基準の概要
<p>8. 業務上の提携又は業務上の提携の解消 (法 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条 1 号)</p>	<p>(1) 業務上の提携の場合 提携予定日の属する事業年度以降の 3 事業年度における業務提携による企業集団の売上高の増加額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満、かつ、次の①から③に掲げる場合にはそれぞれの基準に該当すること</p> <p>① 相手方の会社の株式を新たに取得する場合 取得価額が、企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 7 号イ (1))</p> <p>② 相手方に株式を新たに取得される場合 取得される株式の取得価額が、企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 7 号イ (2))</p> <p>③ 相手方と共同して新会社を設立する場合 (孫会社 (施行令 29 条 2 号・取引規制府令 54 条) の設立に該当する場合を除く) 新会社の設立予定日の属する事業年度以降の 3 事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じた額が、いずれも企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30% 未満、かつ、新会社の同 3 事業年度における売上高に出資比率を乗じた額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 7 号イ (3))</p> <p>(2) 業務上の提携の解消の場合 提携解消予定日の属する事業年度開始の日から 3 事業年度において業務提携解消による売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満、かつ、次の①から③に掲げる場合にはそれぞれの基準に該当すること</p> <p>① 相手方の会社の株式を取得している場合 取得している株式の帳簿価額が、企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 7 号ロ (1))</p> <p>② 相手方に株式を取得されている場合 取得されている株式の取得価額が、企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 7 号ロ (2))</p> <p>③ 相手方と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じた額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30% 未満、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じた額が企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 7 号ロ (3))</p>
<p>9. 孫会社の異動を伴う株式の譲渡又は取得 (法 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条 2 号)</p>	<p>(1) 孫会社の異動の場合 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30% 未満、かつ、当該孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 8 号イ)</p> <p>(2) 孫会社の設立の場合 孫会社の設立予定日の属する事業年度以降の 3 事業年度の末日における総資産の帳簿価額が、いずれも企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30% 未満、かつ、孫会社の同 3 事業年度における売上高が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 8 号ロ)</p>
<p>10. 固定資産の譲渡又は取得 (法 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条 3 号)</p>	<p>固定資産の譲渡又は取得による企業集団の資産の減少額又は増加額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 9 号)</p>
<p>11. 事業の全部又は一部の休廃止 (法 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条 4 号)</p>	<p>事業休廃止の予定日の属する事業年度以降の 3 事業年度における休廃止による企業集団の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 52 条 1 項 10 号)</p>



重要事実の項目	軽微基準の概要
12. 破産・再生・更生手続開始の申立て (法166条2項5号チ、令29条5号)	—
13. 新たな事業の開始 (法166条2項5号チ、令29条6号)	新事業を開始する事業年度以降の3事業年度における新事業開始による企業集団の売上高の増加額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、新事業開始のための特別支出額合計額が企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満(取引規制府令52条1項11号)
14. 預金保険法第74条第5項の規定による申出 (法166条2項5号チ、令29条7号)	—
15. 連動子会社の剰余金の配当 (法166条2項5号チ、令29条8号)	次の①又は②に該当すること(取引規制府令52条1項12号) ①子会社連動株式以外の特定有価証券等の売買等を行う場合 ②子会社連動株式の売買等を行う場合であって、1株当たりの剰余金の配当額の、前事業年度の対応する期間に係る1株当たりの剰余金の配当額に対する変動率が20%未満のとき

## V. 子会社の発生事実

※子会社連動株式の売買等を行う場合の、当該連動子会社の決定事実・発生事実に係る軽微基準については、各基準中「企業集団」とあるのを「連動子会社」と読み替える。

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (法166条2項6号イ)	損害の額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の3%未満(取引規制府令53条1項1号)
2. 訴訟の提起又は判決等 (法166条2項6号ロ、令29条の2第1号)	(1) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の15%未満、かつ、直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合の、訴え提起日の属する事業年度以降の3事業年度における敗訴による企業集団の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満(取引規制府令53条1項2号イ) (2) 訴えについて判決があった場合又は訴訟が裁判によらずに完結した場合 次の①又は②に該当すること(取引規制府令53条1項2号ロ) ①当該訴訟が(1)の基準に該当する場合 ②当該訴訟が(1)の基準に該当しない場合であって、当該判決等により子会社の給付する財産の額が企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の3%未満、かつ、当該判決等の日の属する事業年度以降の3事業年度における判決等による当該企業集団の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満
3. 仮処分命令の申立て又は裁判等 (法166条2項6号ロ、令29条の2第2号)	(1) 仮処分命令の申立てがなされた場合 直ちに申立てどおりに仮処分命令が発せられたとした場合の、当該申立ての日の属する事業年度以降の3事業年度における仮処分命令による企業集団の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満(取引規制府令53条1項3号イ) (2) 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は手続が裁判によらずに完結した場合 当該裁判等の日の属する事業年度以降の3事業年度における当該裁判等による企業集団の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満(取引規制府令53条1項3号ロ)
4. 行政庁による処分 (法166条2項6号ロ、令29条の2第3号)	処分日の属する事業年度の開始の日から3各事業年度における処分による企業集団の売上高の減少額が、企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満(取引規制府令53条1項4号)

重要事実の項目	軽微基準の概要
5. 債権者その他の当該子会社以外の者による破産の申立て等 (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 4 号)	—
6. 手形等の不渡り等 (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 5 号)	—
7. 孫会社に係る破産手続開始の申立て等 (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 6 号)	—
8. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 7 号)	債務不履行のおそれのある額が、企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 3% 未満 (取引規制府令 53 条 1 項 5 号)
9. 主要取引先との取引の停止 (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 8 号)	取引停止日の属する事業年度以降の 3 事業年度における取引停止による企業集団の売上高の減少額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 53 条 1 項 6 号)
10. 債務免除等の金融支援 (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 9 号)	債務免除等の額が企業集団の最近事業年度の末日における債務の総額の 10% 未満 (取引規制府令 53 条 1 項 7 号)
11. 資源の発見 (法 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 10 号)	資源の採掘等を開始する事業年度以降の 3 事業年度における資源を利用する事業による企業集団の売上高の増加額が、いずれも企業集団の最近事業年度の売上高の 10% 未満 (取引規制府令 53 条 1 項 8 号)

## VI. 子会社の業績変動

※対象となる子会社は、①上場子会社（グリーンシート銘柄含む）と、②連動子会社（子会社連動株式の売買等を行う場合のみ）（取引規制府令 55 条 1 項）

重要事実の項目	軽微基準の概要
子会社の業績予想の修正等（法 166 条 2 項 7 号）	<p>○売上高（取引規制府令 55 条 2 項 1 号） 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下 10% 未満</p> <p>○経常利益（取引規制府令 55 条 2 項 2 号） 次の①又は②に該当する場合 ①新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下 30% 未満※※ ②新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動幅が、前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 5% 未満</p> <p>○純利益（取引規制府令 55 条 2 項 3 号） 次の①又は②に該当する場合 ①新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下 30% 未満※※ ②新たに算出した予想値又は当事業年度の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動幅が、前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の 2.5% 未満 ※公表がされた直近の予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値を参照する ※※公表がされた直近の予想値、又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が 0 の場合は、変動率が基準以上であると判定する</p>

## VII. 公開買付け等事実

公開買付け等事実の項目	軽微基準の概要
1. 公開買付け（法 167 条）	—
2. 公開買付けに準ずる行為（法 167 条）	次の①又は②に該当すること ①各年において買い集める株券等の数が、総株主の議決権の 2.5%未 満（取引規制府令 62 条 1 号） ②金融商品取引業者が有価証券の流通の円滑化を図るために顧客を相 手方として転売目的で行うもの（いわゆるブロックトレード）（取引 規制府令 62 条 2 号）
※公開買付けに準ずる行為とは、 上場会社等の発行する株券等を買集める者が、自己又は他人の名義で買い集める株券等の議決権の数の合計 が、当該上場会社等の総株主の議決権の数の 5%以上である場合の、当該買集め行為のこと（令 31 条）	